

岡崎市監査委員公告第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和 7 年 3 月 27 日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

都市基盤部 拠点整備課、市街地整備課、公園緑地課、建築課、住宅計画課

3 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年3月27日

4 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

市街地整備課

土地区画整理組合事業費補助金の実績報告について、土地区画整理事業助成条例事務要領どおり手続がされていないものがあったため、適正な処理をされたい。

公園緑地課

- 1 都市公園占用許可に係る事務について、使用料の算定を誤っているものが複数見受けられたため、都市公園条例等に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 都市公園内行為許可について、使用料が前納されていないものが複数見受けられたため、都市公園管理規則に準拠した適正な処理をされたい。
- 3 精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を十分に行っていなかったため、適正な処理をされたい。
- 4 市街地緑化事業奨励補助金及び都市緑化推進事業費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。
 - (1) 事業着手後に交付申請書が提出されているものがあった。
 - (2) 交付決定前の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあった。
 - (3) 市街地緑化事業奨励補助金交付要綱の規定によれば、事業の内容を変更する場合は、事業に着手するまでに変更交付申請書を提出しなければならないが、事業完了後に変更交付申請され変更決定をしているものがあった。
 - (4) 実績報告書が要綱に規定された期限までに提出されていないものがあった。
 - (5) 実績確認の検査において、不備がある状態で検査を完了し、補助金を交付しているものがあった。
- 5 公園内の売店の水道使用料金について、歳入の所属年度を誤っているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

住宅計画課

- 1 住民記録システム等運用保守サービス利用契約の特命随意契約について、遡りで契約書の作成等を行っていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 市営住宅の家賃等の債権管理について、単身入居者が死亡した際に長期にわたり敷金から家賃等への充当手続が行われていないものがあったため、適正な処理をされたい。